

埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）交付要綱

（趣旨）

- 第1条 県は、事業活動における地球温暖化対策を促進し、同時に原油価格等が高騰する中、持続可能な成長が続けられるよう脱炭素社会に向けた省エネ、再エネ設備投資を促進するため、民間事業者が行うCO₂排出削減に資する設備等の導入に対し、緊急対策枠を設置し予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 民間事業者：埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る
 - 二 CO₂排出削減設備導入事業（緊急対策枠）：事業活動に伴う現在のCO₂排出量を削減するための燃料転換、省エネルギー設備等の設備整備事業
 - 三 リース事業者：リース契約又は割賦販売の契約に基づき、CO₂排出削減設備の貸付又は販売を行う者
 - 四 リース契約：CO₂排出削減設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約
 - 五 割賦販売：CO₂排出削減設備の所有者である売主が、当該設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売すること

（補助対象者）

- 第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす民間事業者とする。
- 一 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる、第5条に掲げる補助対象事業を行う者。
 - 二 法人県民税、法人事業税（個人事業者の場合は、個人県民税及び個人事業税）等納付すべき税金を滞納していないこと。
 - 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- 2 契約により共同して本事業を実施するリース事業者と前項の事業者との共同事業者のうち、次に掲げる要件に該当するものも補助対象事業者とする。
- 一 当該補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約もしくは割賦販売の契約が締結されていること。
 - 二 前号に定める契約におけるリース料もしくは割賦販売価格について補助金額に相当する金額が減額されていること。
なお、当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直すものとする。
 - 三 この要綱に定める条件の履行の責務を共同して負うこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
- 四 法人にあつては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
- 五 その他知事が適当でないと思つた者

（補助対象外事業所）

第4条 補助対象者が営む事業所のうち、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- 一 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条において「法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）
- 二 接客業務受託営業（法第2条第11項に規定する接客業務受託営業をいう。）

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、補助対象事業所に設置するCO₂の排出量を削減するために必要な次に掲げる設備の整備事業のうち、次条に規定する補助対象経費が30万円以上の事業とする。

- 一 CO₂排出削減設備導入事業（緊急対策枠）
 - ア 再生可能エネルギーの利用設備の導入
 - イ CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新
 - ウ 高効率省エネルギー設備への更新
 - エ 熱源の分散設置
 - オ その他対策によるCO₂削減事業であつて知事が認めるもの
- 2 前項ウの事業において更新する設備については、10年以上使用したと認められる設備の更新に限る。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要と認められる経費とする。

- 一 設備費（設備機器の購入に要する費用をいう。）
- 二 工事費（工事に要する費用をいう。）
- 2 補助対象経費のうち、次に掲げるものは補助対象外とする。
 - 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
 - 二 中古設備の導入に係る経費
 - 三 土地の取得及び賃借（一時的であつて補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。）に係る経費
 - 四 居住用途に係るCO₂排出削減設備導入経費
- 3 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。
- 4 対象経費の算定の根拠となる資料を提出するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助対象者に交付できる第5条第1項第1号のCO₂排出削減設備導入事業(緊急対策枠)に係る補助金の額は、次に規定する額とする。

- 一 前条に規定する補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)と500万円のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1-1号のとおりとする。
- 3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 見積書(写し)(原則2者以上)(発行後3ヶ月以内のもの)
 - 二 導入機器のカタログ等
 - 三 現況設備の写真
 - 四 導入前後の全体配置図
 - 五 登記事項証明書(個人事業者の場合は営業届出済証明書等)(原本・発行後3ヶ月以内のもの)(民間事業者及びリース事業者)
 - 六 納税証明書(法人県民税、法人事業税(個人事業者の場合は個人県民税、個人事業税)(原本・発行後3ヶ月以内のもの)(民間事業者及びリース事業者)
 - 七 決算報告書の写し(直近1年分)(民間事業者及びリース事業者)
 - 八 賃貸借契約書(写し)(対象事業所の所有者でない場合)
 - 九 リース契約書案(押印不要)及び料金計算書案(リース契約の場合)
 - 十 割賦販売契約書案(押印不要)及び料金計算書案(割賦販売の場合)
 - 十一 その他知事が必要と認めるもの
- 4 リース事業による場合は、当該リース事業者を含めた連名による申請とする。
- 5 令和4年度に埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金交付要綱(以下「当初の要綱」という。)におけるCO₂排出削減設備導入事業に申請をした者で、別に定める日までに緊急対策枠移行申請書(様式第1-2号)を提出した場合は、本要綱の適用を受けることができる。ただし、第5条の補助対象事業及び前4項の申請様式、書類等については当初の要綱に規定するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受領したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定に基づき、補助金の交付をするときは交付決定通知書(様式第3号)により、不交付のときは不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 緊急対策枠の交付決定は、予算の範囲内において、先着順とする。
- 4 当初の要綱第9条の交付決定については、令和4年度に限り、前3項の規定に基づき行うことができるものとする。

(補助事業実施に関する条件)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、補助事業に関する効果測定その他について知事が必要とする範囲において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力しなければならない。

二 補助事業者は、第5条第1項各号で定める補助対象事業の経費に関して、この要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給してはならない。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。

(事業の開始)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第7号の変更（廃止）承認申請書及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、様式第9号の事業変更届及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出しなければならない。

一 補助対象経費の増減が20%以内かつ第7条に定める補助金額の増額を伴わないもの

二 設備内容の変更が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

3 申請者及び補助事業者は、第5条第1項各号で定める補助対象事業の経費に関して、この要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、様式第7号の変更（廃止）承認申請書及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出して補助事業の廃止を申請しなければならない。

(変更等の承認)

第14条 知事は、前条第1項又は第3項に基づく変更又は廃止の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第10号により、申請者又は補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第11号）に、次の各号に掲げる書類を添えて報告を求めることができる。

一 実施状況報告書（様式第11-2号）

二 その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業者は、別に定める期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の各報告に対し知事から指示があったときは、その指示に従うものとする。

る。

(補助事業の実績報告)

第16条 規則第13条の報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第13号のとおりとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)
- 二 工事請負契約書又は工事注文請書(写し)
- 三 補助事業の実施状況を示す写真
- 四 リース契約書及び料金計算書(写し)(リース契約の場合)
- 五 割賦販売契約書及び料金計算書(写し)(割賦販売の場合)
- 六 振込先口座が確認できる書類
- 七 その他知事が必要と認めるもの

3 実績報告書の提出時期は、補助年度内の別に定める日までとする。

(補助金交付額の確定)

第17条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第15号により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の確定額は、第9条に基づく交付決定額と実績報告書における補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第18条 知事は、交付額を確定したときは、確定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第19条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
- 二 第17条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき

2 補助事業完了後に補助事業者が第10条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられた

- ときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
 - 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。
 - 6 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

- 第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第23条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した設備とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、事業完了後10年（法定耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）とする。
 - 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第17号により知事に承認の申請をしなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助金交付に係る書類を財産処分制限期間中保存しなければならない。

（事業効果の検証）

- 第24条 補助事業者は、知事が補助事業実施の事業効果を検証するときは、前条第2項に規定する財産処分制限期間において、報告徴収、立入検査その他に協力しなければならない。
- 2 補助事業者は、事業効果の検証に必要な補助事業実施前の基準となるCO₂排出量及び事業実施後のCO₂排出量の根拠となるエネルギー使用量を確認できる証拠書類等を、別に定める期間保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、対象設備の稼働後1年間の実績について、導入効果報告書（様式第5号）の提出に協力するものとする。

（その他）

- 第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

様式一覧

様式第1-1号	補助金交付申請書(第8条関係)【設備導入事業】(緊急対策枠)
様式第1-2号	緊急対策枠移行申請書(第8条関係)【設備導入事業】(緊急対策枠)
様式第3号	交付決定通知書(第9条関係)
様式第4号	不交付決定通知書(第9条関係)
様式第5号	導入効果報告書(第24条関係)【設備導入事業】(緊急対策枠)
様式第7号	変更(廃止)承認申請書(第13条関係)
様式第9号	事業変更届(第13条関係)
様式第10号	変更(廃止)承認通知書(第14条関係)
様式第11号	補助事業遂行状況報告書(第15条関係)
様式第11-2号	実施状況報告書(第15条関係)
様式第12号	遅延報告書(第15条関係)
様式第13号	実績報告書(第16条関係)【設備導入事業】(緊急対策枠)
様式第15号	補助金交付額確定通知書(第17条関係)
様式第17号	財産処分承認申請書(第23条関係)